

○石巻市補助金等の交付に関する規則

平成17年4月1日規則第47号

改正

平成25年3月27日規則第7号

石巻市補助金等の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図るものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が交付する次に掲げるものをいう。

ア 補助金

イ 利子補給金

ウ その他相当の反対給付を受けない給付であって別に定めるもの

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が、市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令等の関係)

第4条 補助金等に関しては、他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより申請書及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正で

あるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を求めることができる。

(補助金等の交付の条件)

第7条 補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 2 補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として補助事業等の完了後において従うべき事項を定めることができる。
  - 3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要な事項を付すことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 補助事業者等が、補助事業等を遂行するため、必要な土地の使用その他の手

段を用いることができないとき。

(3) 補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないとき。

(4) 前3号以外の理由により補助事業等を遂行することができないとき。

3 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(状況の報告)

第12条 補助事業者等は、市長の定めるところにより補助事業等の遂行の状況に関し市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 市長は、補助事業等が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、その遂行すべきことを命ずることができる。

2 補助事業者等が命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、市長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。補助金等の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付した場合の補助金等については、前項の規定による報告は要しないものとする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書類等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 前条第2項の規定により実績報告書の提出を求めない場合の補助金等の額の確定は、第6条第1項に規定する補助金等の交付の決定にあわせて行うものとし、補助事業者等に対する確定通知は、第8条に規定する決定通知にあわせて行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合にお

いて、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第8条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 補助事業者等は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、市長の命ずるところによりその補助金等を返還しなければならない。

(延滞金)

第19条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供してはならない。

(1) 不動産

(2) 機械及び器具で市長が定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(不当干渉等)

第22条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者等に対して干渉してはならない。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、石巻市補助金等の交付に関する規則（昭和40年石巻市規則第20号）、雄勝町補助金等の交付に関する規則（昭和54年雄勝町規則第4号）、河南町補助金等に係る予算の執行の適正な運営に関する規則（昭和44年河南町規則第13号）、桃生町補助金等交付規則（昭和55年桃生町規則第8号）、北上町補助金等の交付に関する規則（昭和59年北上町規則第6号）又は牡鹿町補助金等交付規則（昭和60年牡鹿町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。